



ごみ・リサイクル・環境

ごみ・リサイクル

資源・ごみの分け方・出し方 便利帳コード tbc4040

- 問合せ 台東清掃事務所 TEL 03-3876-5771
FAX 03-3876-5776
清掃リサイクル課 TEL 03-5246-1018
FAX 03-5246-1159

資源・ごみは正しく分別して収集日当日、朝8時までに決められた場所に出してください。燃やすごみ・燃やさないごみは戸別収集です。各建物の前から戸別に収集しています。収集日や分別方法は区公式ホームページ、または毎年各戸に配布するごみ出しカレンダーでご確認ください。

※プラスチックの分別回収を令和6年10月から一部地域、令和7年4月から区内全域で実施する予定です。

資源はまず集団回収へ 便利帳コード tbc4041

- 問合せ 清掃リサイクル課 TEL 03-5246-1291
FAX 03-5246-1159

集団回収は、資源（古紙類・古布・アルミ缶など）を町会やマンションなど、地域で協力して回収し、資源回収業者に引渡すことで、資源を有効利用するものです。

区では回収量に応じた報奨金の支払いや、用具の支給などの支援を行っています。集団回収に参加したい方や始めたい方（構成員10世帯以上）は、お気軽にご相談ください。

集積所での資源回収 便利帳コード tbc4042

- 問合せ 清掃リサイクル課 TEL 03-5246-1291
FAX 03-5246-1159

お近くの集積所では週に1回、古紙類（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック）・びん・缶・ペットボトル・食品発泡トレイ・食品発泡カップを回収しています。回収日当日の朝8時までに決められた集積所に出してください（雨天時も回収します）。

- ・古紙類は折りたたみ、種類別にひもでしばってください。
- ・お菓子、贈答用などの紙箱は、必ず切り開いてから平らにしてください。
- ・メモ紙などの小さな紙片は、使用済みの封筒等に入れてください。
- ・汚れた紙・シュレッダーごみ・油紙・カーボン紙、石鹼・洗剤・線香など臭いのついた箱等は再生利用できません。燃やすごみとしてお出してください。

- ・びん・缶・ペットボトル・食品発泡トレイ・食品発泡カップは、専用の回収用コンテナに、回収日当日の朝8時までにに入れてください。コンテナは、回収日の前日（月曜回収地区は土曜日）の午後に折り畳んだ状態で設置されます。
- ・劇薬（薬剤）が入っていたものや、油や塗料の付着したびん・缶・ペットボトルは再生利用できません。びん・缶は燃やさないごみ、ペットボトルは燃やすごみとしてお出してください。
- ・スプレー缶やガスボンベ、蛍光灯は燃やさないごみの日に別の袋に入れて「品名」を書いてお出してください。

区の施設等での資源回収 便利帳コード tbc4043

- 問合せ 清掃リサイクル課 TEL 03-5246-1291
FAX 03-5246-1159

区の施設等で、家庭から出る紙パック、乾電池（マンガン・アルカリ・オキシライド・リチウムの筒型乾電池・絶縁したコイン型リチウム電池）、家庭系植物性廃食油、古布、ビデオテープ類（CD・DVD・FD・MO・MD・カセットテープ）、蛍光灯、小型家電、インクカートリッジ、水銀体温計・温度計・血圧計、使用済みハブラシの回収を行っています。回収施設など詳しくはお問合せください。

粗大ごみ 便利帳コード tbc4044

家庭から出た家具・電化製品（区では収集できないものを除く）・寝具類などでいちばん長い部分が30cmを超えるものは粗大ごみとなります。粗大ごみ受付センターに申し込んでください。

▷申込先

粗大ごみ受付センター

TEL 03-6747-5111（月曜日～土曜日 8時～19時
年末年始休み）

インターネットからも申込可能です。

URL <https://ecolife.e-tumo.jp/taitosodai-u/>
（24時間受付）

申込後、台東区の「有料粗大ごみ処理券取扱所」の表示があるお店や台東清掃事務所有料粗大ごみ処理券をお求めの上、粗大ごみに貼って収集日当日の朝8時までに、決められた場所にお出してください。



生活家電ごみ持込窓口

電子レンジやビデオデッキなど一部の生活家電ごみを直接持ち込むことができます。

手数料は収集する場合の半額となります。

受付 TEL 03-3866-8361 (火曜日～日曜日)

10時～17時 年末年始休み)

持込 10時～16時

持込場所 環境ふれあい館ひまわり3階 (蔵前4-14-6)

台東清掃事務所 北上野分室 (北上野1-11-6)

一般社団法人パソコン3R推進協会

TEL03-5282-7685



リネットジャパンリサイクル株式会社

パソコン本体が含まれる場合、無料で宅配便による回収を行っています。

インターネットまたはFAXにてお申しください。

URL <https://www.renet.jp/>

(24時間受付)

FAX 0562-45-2918

(専用申込書での申込になります。)

TEL 0570-085-800 (電話での申込みの場合、無料のデータ消去サービスは使えません。)

(10時～17時 年末年始休み)



区では収集できないもの

有害・危険物及び処理困難物

次のものは区では収集できません。

①有害性、危険性、引火性のあるものや薬品類

ガスボンベ類、石油類 (ガソリン・灯油・軽油・塗料・シンナーなど)、工業薬品、花火、印刷用インク、マッチ、ボタン電池、小型充電式電池、自動車や電動自転車のバッテリー、モバイルバッテリーなど

②処理困難物 (処理施設の機能に支障を生じるものなど)

土、砂、石、石膏ボード、コンクリートブロック、断熱材、消火器、液体 (し尿汲み取り・吐しゃ物・ペンキ・汚泥など)、オートバイ、直管型蛍光灯 (120cm を超えるもの)、自動車・オートバイのタイヤ、ピアノ、耐火金庫、注射針、小型焼却炉など

専門の取扱業者にご連絡ください。不明な場合は清掃事務所へお問い合わせください。

台東清掃事務所 TEL03-3876-5771

家電4品目

〔エアコン・テレビ (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式)・冷蔵庫・冷凍庫 (保冷庫・冷温庫・ワイン庫を含む)・洗濯機及び衣類乾燥機〕

買ったお店または買い換えるお店にご相談ください。家電販売店で回収します。買ったお店が不明、遠隔地等の場合は家電リサイクル受付センターへお申しください。

家電リサイクル受付センター

TEL0570-08-7200 (ナビダイヤル)

(月曜日～金曜日 9時～17時 祝日・年末年始休み)

インターネットからも申込可能です。

URL <https://kaden23rc.jp>

(24時間受付)



家庭用パソコン

メーカーに引取りを依頼してください。メーカーが不明、自作パソコンの場合はパソコン3R推進協会へご相談ください。

高齢・障害等のためごみを決められた場所に出すことが困難な場合

便利帳コード tbc4048

- 問合せ 台東清掃事務所清川清掃車庫 TEL 03-3876-5805
FAX 03-5824-2105

ごみを決められた場所まで出すことが困難な方の家庭を清掃職員が訪問し、ごみの収集を行います。ごみが出ていないなど、いつもと様子が異なる場合に、ひと声かけて安否の確認を行い、状況に応じて関係者及び福祉関係課に連絡をします。

不用品を活用したいとき

- 問合せ 子供服のリユースクローゼット
(環境ふれあい館ひまわり3階 生活家電ごみ持込窓口内) TEL 03-3866-8361
リサイクル活動室 TEL 03-3866-8050
リユースショップー覧 (清掃リサイクル課) TEL 03-5246-1018

子供服のリユースクローゼット

ご家庭で不用となった子供服をお預かりし、無償で必要としている方にお渡ししています。

リサイクル活動室 (環境ふれあい館ひまわり2階)

身近な不用品の再利用について体験する講座 (布ぞうり、さき布織り、パッチワーク等) や自主的なリサイクル活動の場を提供しています。

リユースショップー覧

区内及び近隣区等のリユースショップー情報を公開しています。



リサイクル協力店

便利帳
コード tbc4055

- 問合せ 清掃リサイクル課 TEL 03-5246-1018
FAX 03-5246-1159

ごみ減量・リサイクルに取り組んでいるお店などを「リサイクル協力店」として認定し、公表することにより、その利用を区民に推奨しています。

事業所から出るごみと資源

便利帳
コード tbc4056

- ・事業活動に伴って発生するごみや資源は、事業者が自ら処理する責任（事業者自己処理責任原則）があります。自ら処理できない場合は、廃棄物処理業者にその処理を依頼してください。
- 問合せ 廃棄物処理委託に関すること 清掃リサイクル課
TEL 03-5246-1018
FAX 03-5246-1159
- ・資源回収には、民間の協同組合が実施している台東オフィスリサイクルシステムをお勧めします。有料ごみ処理券より安く古紙や飲料容器を事務所から直接定期的に回収するリサイクルシステムです。
- 問合せ 台東オフィスリサイクルシステムの申込
台東リサイクル事業協同組合事務局
TEL 03-5824-0684
- ・排出量が1回の収集につき45リットル袋で3袋までの場合、資源やごみは有料ごみ処理券を貼って区の収集に出すことができます。台東区内の「有料ごみ処理券取扱所」の表示があるお店や台東清掃事務所で有料ごみ処理券をお求めの上、ごみ容器の中の見える場所またはごみ袋に貼ってお出してください。
- 問合せ 有料ごみ処理券に関すること 台東清掃事務所
TEL 03-3876-5771
- 資源の排出に関すること 清掃リサイクル課
TEL 03-5246-1291
FAX 03-5246-1159

環境

公害・有害鳥獣にお困りの方

便利帳
コード tbc4024

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1283
FAX 03-5246-1159

解体工事の騒音、工場の悪臭や民有地のカラスの営巣、アライグマ・ハクビシンによる被害などでお困りの方は、環境課へご相談ください。

また、騒音を自分で測りたい方に騒音計を貸出しています。

工場・指定作業場を営まれる方

便利帳
コード tbc4026

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1283
FAX 03-5246-1159

工場（印刷業、メッキ業など）や指定作業場（駐車台数20台以上の駐車場、伝熱面積5平方メートル以上のボイラーを設置している施設など）を設置する場合には手続きが必要です。また、既に設置されている事業者の方でも、次のようなときには手続きが必要です。

- ・事業所を移転するとき
- ・事業所の設備等を大きく変更するとき
- ・代表者や所有者が代わられたとき
- ・事業所を廃止するとき など

工場、指定作業場以外にも、騒音振動を著しく発生する施設（特定施設）や揚水機のある井戸を設置する際には手続きが必要です。

詳しくは、お問合せください。

家庭用再生可能エネルギー 機器等設置助成

便利帳
コード tbc4029

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1281
FAX 03-5246-1159

ご自宅等に下記の機器を設置する場合、費用の一部を助成します。

▶助成金額

- ①太陽光発電システム設置 出力1kwあたり 5万円
上限 戸建住宅用20万円・共同住宅共用部用50万円
- ②家庭用燃料電池（エネファーム）設置 14万円
- ③家庭用蓄電池システム 最大蓄電量：1kwhあたり1万円
(上限10万円)
- ④共同住宅共用部用LED照明改修
工事費用（税抜）の50% (上限75万円)

※共同住宅共用部用LED照明改修は新築・増改築に伴う工事は対象外です。

※予算には限りがあります。

※着工前に申請が必要です。

高反射率塗料施工助成

便利帳
コード tbc4028

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1281
FAX 03-5246-1159

高反射率塗料を施工する場合、費用の一部を助成します。

※太陽光を高いレベルで反射することにより、建物の温度上昇を抑えることができる塗料。

▶助成金額

- 施工費用（税抜）の20% (上限15万円)

※予算には限りがあります。

※着工前に申請が必要です。

窓・外壁等の遮熱・断熱 改修助成

便利帳
コード tbc4030

●問合せ 環境課 TEL 03-5246-1281
FAX 03-5246-1159

窓、外壁等を遮熱・断熱改修する場合、費用の一部を助成します。

▷助成金額

工事費用(税抜)×20% (上限15万円)

※新築・増改築に伴う工事は対象外です。

※予算には限りがあります。

※着工前に申請が必要です。

・機器を導入する建物が区内にあり、税の滞納がないこと。

▷助成金額

①太陽光発電システム 出力1kwあたり 5万円
(上限50万円)

②省エネ効果が認められた機器※
導入費用(税抜)の50%
(上限75万円)

※空調機器や照明器具等、幅広い機器が対象。詳しくは上記環境課までお問合せください。

※予算には限りがあります。

※着工前に申請が必要です。

雨水貯留槽(雨水タンク) 設置助成

便利帳
コード tbc4027

●問合せ 環境課 TEL 03-5246-1281
FAX 03-5246-1159

雨水貯留槽(雨水タンク)を設置する場合、費用の一部を助成します。

▷助成金額

本体、附属機器の購入費及び設置費用の合計額(税抜)の1/2

1台あたりの上限5万円(2台まで)

※予算には限りがあります。

※着工前に申請が必要です。

民間施設緑化助成

便利帳
コード tbc4034

●問合せ 環境課 TEL 03-5246-1323
FAX 03-5246-1159

区内にある建物(自宅・店舗・事務所等)の屋上や壁面、駐車場等の敷地を緑化する場合、費用の一部を助成します。

助成の条件は新築・既築、敷地面積などによって異なりますので、お問合せください。

▷助成金額

(1) 屋上緑化(敷地面積1,000㎡未満の既存建築、敷地面積300㎡未満の新築・増改築であること)

①1平方メートルあたり2万円×助成対象緑化面積

②工事費(税抜)の1/2

(①又は②のどちらか金額の低い方)

上限30万円

(2) 壁面緑化(敷地面積1,000㎡未満の既存建築、敷地面積300㎡未満の新築・増改築であること)

①1平方メートルあたり5千円×助成対象緑化面積

②工事費(税抜)の1/2

(①又は②のどちらか金額の低い方)

上限15万円

(3) 地先緑化(自らの敷地(1,000㎡未満)内で道路に面した場所の植込地であること)

①1メートルあたり1万円×助成対象緑化延長

②工事費(税抜)の1/2

(①又は②のどちらか金額の低い方)

上限10万円

(4) 駐車場緑化(民間の貸駐車場(月極、時間貸は問わない)であること)

①1平方メートルあたり1万円×助成対象緑

事業所向け省エネ専門家派遣

便利帳
コード tbc4031

●問合せ 環境課 TEL 03-5246-1281
FAX 03-5246-1159

・省エネルギー診断

区内の事業所を対象に、無料で専門家を派遣し、有効な省エネ対策について提案します。

・ソーラー診断

区内の住宅、事業所に無料で専門家を派遣し、太陽光発電システム設置プランについて提案します。

※予算には限りがあります。

我が社の環境経営推進助成

便利帳
コード tbc4032

●問合せ 環境課 TEL 03-5246-1281
FAX 03-5246-1159

区内の事業所が省エネルギー機器等を導入する場合、費用の一部を助成します。

▷対象となる事業所

・年間エネルギー使用量が原油換算で概ね1500kl未満であること。

化面積

- ②工事費（税抜）の1/2
（①又は②のどちらか金額の低い方）

上限10万円

- (5) プランター設置（自らの敷地内の道路に面した場所に合計0.25平方メートル以上設置する場合）

- ①1平方メートルあたり3万円×助成対象面積
- ②経費（税抜）の1/2
（①又は②のどちらか金額の低い方）

上限5万円

※（1）～（4）の助成金を同時に受ける場合は、助成限度額は合計で50万円になります。（3）新築・増改築は対象外となります。（5）は申請前にご相談ください。

※予算には限りがあります。

※着工前に申請が必要です。

※台東区みどりの条例に規定する「緑化計画書」の届出が必要となる緑化工事は対象外です。

保護樹木等制度

便利帳コード tbc4035

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1323 FAX 03-5246-1159

区内に残された貴重な樹木、樹林は、所有者・管理者の同意又は申請により保護樹木、保護樹林に指定することができます。

指定された樹木等には、維持管理を支援するために、区が保険の加入、助成金の交付を行います。指定を希望される方は、担当までお問い合わせください。

環境ふれあい館ひまわり

便利帳コード tbc4036

- 問合せ 蔵前4-14-6 TEL 03-3866-8098 FAX 03-3866-8099

区民の皆さんの環境学習やリサイクルの活動拠点です。環境をテーマにした展示や、環境情報の提供を行うほか、環境・リサイクル講座などを開催しています。

▷開館時間 10時～18時（1階・7階集会室は9時～21時）

▷休館日 月曜日・年末年始（祝日の場合は翌平日、1階・7階集会室は第4月曜日のみ）

▷施設内容

リサイクル活動室（2階）、生活家電ごみ持込窓口（3階）、環境学習室（4階）、環境情報室・ふれあいサロン・事務室（5階）、くらまえオレンジ図書館・キッズルーム（6階）、集会室（7階・予約制・有料）

大江戸清掃隊

便利帳コード tbc4037

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1292 FAX 03-5246-1159

区内でボランティア清掃を行う団体及び個人を大江戸清掃隊として登録しています。清掃隊は自主的な清掃・美化啓発活動のほか、区主催の美化啓発キャンペーンに参加することもできます。

区からは、これらの活動に必要な清掃用具やユニフォーム（半てん・たすき）の提供など支援を行っています。（常時募集）

▷対象 おおむね月1回以上の清掃活動ができる、区内在住・在勤・在学者で構成された団体又は個人。

まちの美化里親

便利帳コード tbc4038

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1292 FAX 03-5246-1159

まちの美化里親は、大江戸清掃隊での一定期間の活動があり、特にまちの美化への貢献度が高い団体を、区が大江戸清掃隊上位団体として認定した団体です。区からはボランティア保険の加入や、名入れ半てんの提供など支援を行っています。

喫煙等マナー向上の推進

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1292 FAX 03-5246-1159

「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」により、区内の道路、公園、広場等の公共の場所（屋外に限る）での、歩きたばこ及びポイ捨ては禁止されています。また、朝7時から朝9時の間、公衆喫煙所以外の公共の場所で喫煙することは禁止です。区では、喫煙する人と喫煙しない人の双方が共存できるよう、公衆喫煙所の整備や喫煙等マナーの向上を推進しています。

公衆喫煙所設置費等助成

- 問合せ 環境課 TEL 03-5246-1292 FAX 03-5246-1159

一般開放を行う喫煙所の設置及び運営に係る経費の一部を助成します。

▷対象とする喫煙所

屋内喫煙所、屋外コンテナ型または屋外トレーラー型喫煙所

▷助成額

設置経費（上限500万円）、維持管理経費（5年間・各年度上限120万円）

※喫煙所の設備、運営等については要件がありますので、設置前に必ずお問合せください。